

平成 29 年第 1 回防府市議会定例会会議録（その 2）

○平成 29 年 3 月 2 日（木曜日）

○議事日程

平成 29 年 3 月 2 日（木曜日） 午前 10 時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 議案第 9 号 平成 28 年度防府市一般会計補正予算（第 10 号）
（予算委員会委員長報告）
- 4 議案第 7 号 防府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例中改正について
議案第 11 号 平成 28 年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 6 号）
議案第 13 号 平成 28 年度防府市と場事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 15 号 平成 28 年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 16 号 平成 28 年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
（以上教育民生委員会委員長報告）
議案第 10 号 平成 28 年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 12 号 平成 28 年度防府市索道事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 14 号 平成 28 年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 17 号 平成 28 年度防府市水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 18 号 平成 28 年度防府市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）
（以上産業建設委員会委員長報告）
- 5 市長施政方針演説
- 6 議案第 19 号 指定管理者の指定について
- 7 議案第 20 号 防府市空家等対策計画について
議案第 23 号 防府市空家等の適正管理に関する条例の全部改正について
- 8 議案第 21 号 防府市教育振興基本計画について
- 9 議案第 22 号 第二次防府市生涯学習推進計画について
- 10 議案第 24 号 防府市印鑑条例中改正について

- 11 議案第 2 5 号 防府市情報公開条例中改正について
- 12 議案第 2 6 号 防府市個人情報保護条例中改正について
- 13 議案第 2 7 号 職員の給与に関する条例中改正について
- 14 議案第 2 8 号 防府市職員の特殊勤務手当に関する条例及び防府市斎場・葬儀所設置及び管理条例中改正について
- 15 議案第 2 9 号 防府市税条例等中改正について
- 16 議案第 3 0 号 防府市手数料条例中改正について
- 17 議案第 3 1 号 防府市介護保険条例中改正について
- 18 議案第 3 2 号 防府市国民健康保険条例中改正について
- 19 議案第 3 3 号 防府市漁業集落排水処理施設設置及び管理条例等中改正について
- 20 議案第 3 4 号 防府市水産総合交流施設設置及び管理条例中改正について
- 21 議案第 3 5 号 防府市学習等供用会館設置及び管理条例中改正について
- 22 議案第 3 6 号 防府市火災予防条例中改正について
- 23 議案第 3 7 号 平成 2 9 年度防府市一般会計予算
- 24 議案第 3 8 号 平成 2 9 年度防府市競輪事業特別会計予算
- 議案第 3 9 号 平成 2 9 年度防府市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 4 0 号 平成 2 9 年度防府市と場事業特別会計予算
- 議案第 4 1 号 平成 2 9 年度防府市青果市場事業特別会計予算
- 議案第 4 2 号 平成 2 9 年度防府市駐車場事業特別会計予算
- 議案第 4 3 号 平成 2 9 年度防府市交通災害共済事業特別会計予算
- 議案第 4 4 号 平成 2 9 年度防府市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 4 5 号 平成 2 9 年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 25 議案第 4 6 号 平成 2 9 年度防府市水道事業会計予算
- 議案第 4 7 号 平成 2 9 年度防府市工業用水道事業会計予算
- 議案第 4 8 号 平成 2 9 年度防府市公共下水道事業会計予算

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（ 2 5 名）

1 番 曾 我 好 則 君

2 番 石 田 卓 成 君

3番	牛見航君	4番	藤村こずえ君
5番	宇多村史朗君	6番	和田敏明君
7番	田中健次君	8番	清水浩司君
9番	田中敏靖君	10番	山本久江君
11番	山田耕治君	12番	久保潤爾君
13番	河村孝君	14番	橋本龍太郎君
15番	吉村弘之君	16番	上田和夫君
17番	行重延昭君	18番	河杉憲二君
19番	安村政治君	20番	高砂朋子君
21番	山根祐二君	22番	三原昭治君
23番	清水力志君	24番	今津誠一君
25番	松村学君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	中村隆君
教育長	杉山一茂君	代表監査委員	中村恭亮君
総務部長	藤津典久君	総務課長	河田和彦君
総合政策部長	平生光雄君	生活環境部長	岸本敏夫君
健康福祉部長	林慎一君	産業振興部長	神田博昭君
土木都市建設部長	友廣和幸君	入札検査室長	内田和男君
会計管理者	山内博則君	農業委員会事務局長	中司透君
監査委員事務局長	平井信也君	選挙管理委員会事務局長	賀谷一郎君
消防長	三宅雅裕君	教育部長	末吉正幸君
上下水道局長	清水正博君		

○事務局職員出席者

議会事務局長	岩田康裕君	議会事務局次長	栗原努君
--------	-------	---------	------

午前10時

開議

○議長（松村 学君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（松村 学君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。18番、河杉議員、20番、高砂議員、御兩名をお願い申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

議案第9号平成28年度防府市一般会計補正予算（第10号）

（予算委員会委員長報告）

○議長（松村 学君） 議案第9号を議題といたします。

本案については、予算委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。
河杉予算委員長。

〔予算委員長 河杉 憲二君 登壇〕

○18番（河杉 憲二君） さきの本会議におきまして、予算委員会に付託となりました議案第9号平成28年度防府市一般会計補正予算（第10号）に係る委員会審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会は、2月24日の全体会におきまして、執行部の補足説明を受け、質疑を行った後、2月27日に総務分科会、教育民生分科会及び産業建設分科会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、各分科会主査より、全体会で審査すべき事項はなかった旨の報告を受けております。

ここでは、あわせて報告のありました主な質疑等を申し上げます。

総務分科会におきましては、市有地売り払い収入について、「今までY I C看護福祉専門学校には、土地を無償貸し付けしていたはずだが、今回なぜ売却することになったのか」との質疑に対しまして、「Y I C看護福祉専門学校への土地の貸し付けにつきましては、平成8年度から無償貸し付けを行っており、その契約が今年度末で終了となります。当時は、大学等誘致の機運もあり、議会の議決を経た上で、無償貸し付けとしていましたが、今後の契約について相手方と協議した結果、土地を売却することで合意が取れましたので、財産処分審議会に諮り、売却したものでございます」との答弁がありました。

また、離島振興事業について、「野島に事務所を開設するとのことで、12月補正に関連予算が計上されましたが、企業の都合により本年度中の開設はできなくなったと説明を

受けました。延期となった理由としては、支店の開業や本社移転の時期が重なったためとのことだが、企業にしてみれば最初からわかっていたことである。協定締結については、事前に企業との合意が得られていなかったのではないかと質疑に対し、「昨年10月以降、社長を含む6名の方が野島を訪れ現地を見られています。また、島民の方との協議を行い、島での生活の不便さも知った上で、野島に来たいという発言をされました。その後も、企業のほうから食料の調達方法などの質問がありましたので、現状をお伝えさせていただいております。市といたしましては、当然、不便であることを承知された上で話だったと理解しておりましたので、1月に協定を締結する予定で12月に補正予算を計上させていただいたものでございます。その後、企業の支店開業や本社の移転の時期と重なったなどの理由により、本年度中の開設は難しくなったとの連絡を受けましたので、減額補正予算を計上するものです」との回答がございました。

教育民生分科会におきましては、「クリーンセンター雑入は、多額の補正減となっているが、どのような理由からなのか」との質疑に対し、「減額に係るものは、汚泥処理負担金でございます。クリーンセンターのバイオガス化施設では、浄化センターの汚泥を処理しておりますが、その搬入量が当初見込みより減少したものでございます」との答弁がございました。

また、「老人福祉施設整備補助事業について、今回、補助対象となる高齢者施設では、防犯カメラやセンサーライトの設置が何台程度要望されているのか」との質疑に対し、「防犯カメラにつきましては、4台が1施設、8台が1施設、ほかに5施設あり、それぞれ2台ずつの設置要望がございます。また、そのうち、1施設におかれては、センサーライト及び指静脈認証によるドア施錠システムについても、要望されております」との答弁がございました。

これに対し、「自主的に防犯対策を実施される施設もあるが、入所者の方が事件や事故に巻き込まれることのないよう、市としても、各施設に対して防犯対策の強化をお願いしていただきたい」との要望がございました。

また、「学級支援補助教員活用事業について、当初予算額を皆減しているが、事業が未実施に至ったのは、どのような経緯によるものか」との質疑に対し、「平成27年度までは県・市、それぞれ2分の1の費用負担により、学級支援補助教員を配置してまいりましたが、県から、平成28年度は当該事業を実施しない旨の通知がございましたので、予算全額を減額するものでございます。なお、小学校におきましては、これにかわる単県事業により、昨年度と同様の支援が行われております」との答弁がございました。

産業建設分科会においては、水産総合交流施設管理運営事業について、「潮彩市場防府

の施設整備について、具体的にはどう考えているのか」との質疑に対しまして、「今回、拠点施設整備交付金を活用して、エントランスホールを練り物加工品、鮮魚、産直の農産物などが販売できる収益スペースに変更するとともに、入り口付近を自動ドア式ガラス扉に改修し、施設前面にひさしをつけるなどして、外観の整備を進め、魅力ある道の駅に転換していきたいと考えております」との答弁がありました。

また、「リピーターを増やすための戦略は、今の段階であるのか」との質疑があり、「ほかの道の駅にないような特色を出し、収益性とリピート率が高まるよう、現在、コンサルタントと一緒に考えております」との答弁がありました。

また、観光駐車場整備事業については、「この駐車場だけで、地域の駐車場対策は問題ないと考えているのか」との質疑に対しまして、「地域の駐車場という位置づけではなく、天満宮周辺の混雑を緩和するために、うめてらすの近くに観光用駐車場を確保するというところでございます」との答弁がありました。

また、「天満宮やうめてらすの来場者数はどのくらいあり、駐車場が何台必要なのか、駐車場計画を示した上で必要な部分だけ購入すべきではないか」との質疑があり、「天満宮周辺の混雑を緩和するために駐車場を確保するということで、一連となった用地の取得を優先させ、実際に用地の取得ができた段階で、駐車台数や進入方法などを土木都市建設部と協議しながら検討してまいりたいと考えております」との答弁がありました。これに対し、「市の財産として買うのであれば、将来的にどれだけ必要か計画を示した上で、計画的に実施していただきたい」との要望がありました。

予算委員会におきましては、分科会の審査を受け、2月28日に全体会を開き、本案の承認についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（松村 学君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 質疑を終結して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 討論を終結してお諮りいたします。議案第9号については、予算委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

議案第 7号防府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例中改正について

議案第 11号平成28年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）

議案第 13号平成28年度防府市と場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 15号平成28年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第 16号平成28年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

（以上教育民生委員会委員長報告）

議案第 10号平成28年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第4号）

議案第 12号平成28年度防府市索道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 14号平成28年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 17号平成28年度防府市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第 18号平成28年度防府市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（以上産業建設委員会委員長報告）

○議長（松村 学君） 議案第7号及び議案第10号から議案第18号までの10議案を一括議題といたします。

まず、教育民生委員会に付託されておりました議案第7号、議案第11号、議案第13号、議案第15号及び議案第16号の5議案について、委員長の報告を求めます。山根教育民生委員長。

〔教育民生委員長 山根 祐二君 登壇〕

○21番（山根 祐二君） さきの本会議におきまして、教育民生委員会に付託となりました議案第7号、議案第11号、議案第13号、議案第15号及び議案第16号の5議案につきまして、去る2月27日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について、御報告申し上げます。

初めに議案第7号防府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例中改正について、質疑等の主なものを申し上げますと、「新たに条例で定めることとなる地域密着型通所介護の事業所は何カ所あるのか。また、今後、当該事業所の設備の管理監督を市が行うこととなるため、各事業所の調査が必要と考えるが、事前に調査を実施したのか。あるいは、これから実施する予定か」との質疑に対し、「現在、該当の事業所は25カ所ございます。各事業所において、規定の設備基準や人員、運営の基準に準拠しているかどうかにつきましては、今後、実地指導などの機会に確認してまいります」との答弁がございました。

審査を尽くしたところで、本案の承認についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく承認いたしました次第でございます。

次に、議案第11号平成28年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）についての主な質疑等でございますが、「特定健康診査・特定保健指導は疾病予防の観点から非常に重要な事業であるが、積極的な受診を勧奨するために、広報活動等の新たな取り組みを行う予定はないのか」との質疑に対し、「受診勧奨の取り組みといたしまして、平成28年度から、それまで1,000円であった自己負担金を500円に減額しております。また、市内ショッピングセンターにおけるポスター掲示のほか、年数回、市広報へのお知らせ掲載により周知に努めているところでございます」との答弁がございました。これに対し、「受診率の本市計画目標達成を目指し、来年度以降も新たな手法を検討しながら事業を推進していただきたい」との要望がございました。

なお、議案第13号平成28年度防府市と場事業特別会計補正予算（第1号）、議案第15号平成28年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）及び議案第16号平成28年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、特に御報告を申し上げる質疑等はございませんでした。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、議案第11号、議案第13号、議案第15号及び議案第16号の4議案とも全員異議なく原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（松村 学君） 次に、産業建設委員会に付託されておりました議案第10号、議案第12号、議案第14号、議案第17号及び議案第18号の5議案について、委員長の報告を求めます。行重産業建設委員長。

〔産業建設委員長 行重 延昭君 登壇〕

○17番（行重 延昭君） さきの本会議におきまして、産業建設委員会に付託となりました議案第10号平成28年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第4号）、議案第12号平成28年度防府市索道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第14号平成28年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）、議案第17号平成28年度防府市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第18号平成28年度防府市公共下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、去る2月27日に委員会を開催し、審査をいたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

委員会といたしましては、特に御報告申し上げる質疑等もなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり承認いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

以上であります。

○議長（松村 学君） ただいまの各常任委員長の報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 質疑を終結して、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 討論を終結してお諮りいたします。議案第7号及び議案第10号から議案第18号までの10議案については、関係各常任委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第7号及び議案第10号から議案第18号までの10議案については、原案のとおり可決されました。

市長施政方針演説

○議長（松村 学君） これより、市長の施政方針演説を受けます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 本日ここに、平成29年度予算案をはじめ、諸議案を御審議いただくに当たり、諸施策の概要について御説明申し上げます。

私は、平成10年6月に市長に就任し、本年6月には、早くも5期20年目を迎えることとなります。この間、常に「市民が主役の市政」を念頭に置き、「一日、一日が任期」との思いで、各種施策に積極的に取り組んでまいりました。

さて、昨年本市にとりまして、市制施行80周年という大きな区切りの1年でありました。これまで幾多の困難を乗り越えて、ふるさとを築き上げてこられた多くの先人たちの御尽力に感謝するとともに、今を生きる私たちは、この美しいふるさとをしっかりと守り、育て、次の世代へ引き継いでいかなければならないと、決意を新たにいたしているところでございます。

そして、本市が19年後の市制施行100周年に向けて、大いなる一步を踏み出すためには、みずからの未来はみずからの創意工夫と努力によって切りひらくという覚悟を持って、本格的な展開時期に入った地域創生をしっかりと推し進めていかねばなりません。

本年度は、山頭火ふるさと館の開館により、新たなにぎわいの創出が期待できることや、今後の雇用拡大へつながる防府テクノタウンへの企業立地が進むことが見込まれるなど、

これまでの取り組みが着実に実を結びつつあります。私は、さらなる行政経営改革の断行により、財政の健全性を堅持しつつ、このような地域創生の取り組みを確実に成果につなげ、本市のさらなる発展の礎を築いてまいる所存でございます。

平成29年度の予算編成に当たりましては、安全・安心なまちづくりを基本とし、「環境」、「教育」、「観光」、「高齢・障害者福祉」、「子育て支援」、「活性化」、「防災」を最重要施策に位置づけるとともに、中間年度を迎えました「防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な推進を図るための諸施策に配慮したところでございます。

また、平成29年度に実施を予定しておりました小・中学校改築事業等、約11億円につきましては、国の平成28年度第2次補正予算に対応いたしまして、予定を繰り上げて平成28年度補正予算により実施することにいたしております。

この結果、平成29年度の当初予算規模は、一般会計につきましては、前年度予算比1.1%減の412億9,000万円といたし、特別会計につきましては、企業会計も含めた総額で、前年度予算比1.1%増の517億8,900万円余りの予算規模といたしております。

以下、平成29年度の重点施策につきまして、市政運営上の最上位の計画であります「第四次防府市総合計画」のまちづくりの大綱に沿って、順次、その主なものについて御説明申し上げます。

大綱の第1は、「自然環境への優しさと暮らしの安全を大切にするまちづくり」についてであります。

まず、環境保全対策の推進につきましては、地球温暖化防止のため、住宅用太陽光発電システムの設置助成を引き続き行うとともに、環境省が呼びかけておりますクールチョイスの推進に取り組んでまいります。

次に、循環型社会の形成につきましては、昨年度、中間見直しを行いました「防府市ごみ処理基本計画」に基づき、市民、事業者等と連携を図りながら、より一層ごみの減量化や資源の有効利用を目指してまいります。

また、大規模災害発生時における災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うため、「防府市災害廃棄物処理計画」の策定に向けた検討を行ってまいります。

次に、環境衛生の推進につきましては、地域での美化活動を広める取り組みといたしまして、ごみ拾いをスポーツとして行うスポGOMI大会を昨年引き続き実施するとともに、犬や猫の飼育限度を超えた繁殖を抑制し、市民の皆様の快適な生活環境を確保するため、引き続き不妊去勢手術費に対する助成を実施してまいります。

また、市営墓地の安定的な供給のため、昨年度実施しました墓地等の需要に係るアン

ケート調査の分析結果に基づき、墓地供給に係る中長期的な基本指針の策定に取り組んでまいります。

次に、消防・救急体制の充実につきましては、老朽化した資機材搬送自動車を更新するとともに、増加する救急需要に対応するため、高規格救急自動車を更新し、消防力の充実強化を図ってまいります。

また、安易な救急車の要請を抑制し、真に緊急を要する傷病者に適切に対応できるよう、救急車の適正利用について、引き続き啓発するとともに、救急業務に要する費用の応分負担について検討を進めていただけるよう、国や県に要望してまいります。

さらに、救命率の向上を図るため、小学生高学年と中学生を対象に、救命救急に関する講習を行い、正しい応急手当の知識と技術の普及に努めてまいります。

次に、防災対策の充実につきましては、防災意識の高揚を図るため、津波災害等を想定した総合防災訓練や市民防災の日の講演会等を通じて、防災知識の普及に努めてまいります。

また、防災体制の強化を図るため、防災倉庫の備蓄物資を拡充することに加えまして、より迅速に避難情報等を発信するためのシステムを導入し、情報伝達体制を強化してまいります。また、行政みずからが被災した場合の業務継続体制を定める防府市業務継続計画等を策定してまいります。

さらに、地域防災力の強化を図るため、官学協働による自主防災組織の育成・活動支援や防災士のフォローアップ研修、防災出前講座、防災授業を行うことにより、学校・家庭・地域が連携した災害に強いまちづくりを推進してまいります。

次に、治山・治水対策の充実につきましては、浸水被害の軽減を図るため、排水機場や排水路の更新に向けた計画の策定に取り組むとともに、向島の郷ヶ崎地区に新たにポンプ場を建設してまいります。

次に、交通安全・防犯対策の推進につきましては、引き続き交通安全施設や区画線、歩道拡幅等の整備を推進し、歩行者や自転車等の交通弱者が、安心して通行できる環境を確保してまいります。

また、交通安全運動や実践・体験型の交通教室などを通じて、交通安全意識の一層の高揚を図ってまいります。

大綱の第2は、「健やかな日々と地域のぬくもりにみちたまちづくり」についてでございます。

まず、医療・保健サービスの充実につきましては、がんの早期発見や早期治療を図るため、本年度、新たに胃の内視鏡検診を開始いたします。また、複数のがん検診をワンスト

ップで受診できる総合検診や複合検診を引き続き実施し、受診率の向上に取り組んでまいります。

次に、子育て支援の充実につきましては、所得制限を設けることなく、小学生までの医療費の自己負担額を全額助成する乳幼児医療費助成制度とこども医療費助成制度を引き続き実施し、子育て家庭の経済的負担の軽減と子どもの保健の向上に努めるとともに、第3子以降の子どもについて、その出生時や小・中学校への入学年齢時において、市内共通商品券を贈呈し、多子世帯の子育てを引き続き応援してまいります。

また、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供するため、本年度新たに子育て世代包括支援センターを保健センター内に設置し、妊娠・出産・子育て等、さまざまな相談支援を行うとともに、関係機関などと連携し、包括的な支援体制を構築してまいります。

また、留守家庭児童学級につきましては、増加する保育需要に対応するため、牟礼小学校に新たに1学級を増設し、受入体制の充実を図ってまいります。

さらに、要保護児童等への対策の推進につきましては、児童虐待事案の児童相談所からの送致が新たに始まるため、児童虐待発生の予防や虐待発生時の迅速・的確な対応に努めてまいります。

また、結婚を希望する若者を支援するため、出会いの機会づくり等、婚活に関する取り組みを実施いたします。

次に、高齢者福祉の充実につきましては、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を行うとともに、地域の支え合いの体制づくりを推進するため、新たに介護予防・日常生活支援総合事業に取り組んでまいります。

また、コールセンター方式に対応した緊急通報装置の設置を推進し、ひとり暮らしの高齢者などが、安全・安心に生活できる緊急通報体制を整備してまいります。

さらに、認知症施策といたしまして、認知症カフェを2カ所から4カ所に拡充し、認知症の方とその家族や地域の方々が交流できる場を広げるとともに、認知症に対する啓発活動を引き続き行ってまいります。

次に、障害者福祉の充実につきましては、障害児の療育を行う施設である防府市なかよし園を地域の障害児の家族などからの相談と、その障害児を預かる保育所などの支援をあわせて行う「児童発達支援センター」に移行させ、障害児のための支援を強化してまいります。

次に、社会保障制度の充実につきましては、貧困の連鎖を防止するための生活困窮者等学習支援事業の募集人数と開催回数を増やすことにより、低所得者へのより一層の支援を

行ってまいります。

国民健康保険事業につきましては、生活習慣病の予防や早期発見のため、新たに集団健診による特定健康診査を実施してまいります。また、平成30年度から、県が財政運営の責任主体となることから、その円滑な実施のため、関係機関と緊密に連携を図りながら準備を進めてまいります。

大綱の第3は、「豊かな心の育みと文化の薫りにあふれるまちづくり」についてであります。

まず、学校教育の充実につきましては、コミュニティ・スクールの機能強化と土曜日の教育活動の質の向上により、地域ぐるみの教育の推進に取り組むとともに、各分野の専門家と連携して、学校支援をさらに強化し、知・徳・体のバランスのとれた教育活動の推進を図ってまいります。

また、外国語指導助手の派遣時間の拡大により、グローバル化に対応したコミュニケーション能力の向上を図るとともに、学校司書を増員し、学校図書館の利用促進と市立図書館とのネットワークの活用を図ります。

さらに、小・中学校へのタブレット端末の導入により、児童・生徒の主体的な学びの充実を図るなど、社会の変化に対応した教育の推進に取り組んでまいります。

学校施設の耐震化につきましては、桑山中学校の旧校舎の解体工事と中関小学校の校舎建替工事に着手するとともに、勝間小学校と大道小学校の改築工事に伴う仮設校舎の建設と既存校舎の解体工事を実施し、耐震化率100%の達成を目指してまいります。

次に、生涯学習の推進につきましては、ほうふ幸せます人材バンクへの登録を促進し、市民の皆様の生涯学習と小・中・高等学校のキャリア教育を支援してまいります。

また、建て替えを進めておりました向島公民館につきましては、安全性重視の公民館として生まれ変わり、本年5月上旬に供用開始いたします。

次に、青少年の健全育成につきましては、子どもたちが安全・安心な居場所で、地域の皆様の参画による幅広い学習などを体験できるよう、本年度、新たに1地区で放課後子ども教室を開設いたします。

次に、スポーツの振興につきましては、防府市スポーツセンター南側運動広場を、サッカーをはじめ、野球やソフトボール等、幅広く利用できる全面人工芝の多目的グラウンドとする整備工事に着手し、平成30年4月のオープンを目指してまいります。

次に、文化・芸術の振興につきましては、県内唯一の体験型科学館である青少年科学館の魅力さをさらに向上させ、より多くの方が訪れ、楽しんでいただける施設となるよう、回廊展示室を改修し、企画展やサイエンスショーなど、人気の高いソフト事業にも活用しや

すい多目的スペースに整備いたします。

また、本年秋に開館する山頭火ふるさと館につきましては、開館準備や特別企画展の開催について、指定管理者と連携して進めてまいります。

国際交流の推進につきましては、平成32年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けたホストタウン推進事業として、セルビア共和国との人的・文化的な交流を図るとともに、防府市・モンロー市姉妹都市提携締結25周年記念事業の準備を進めてまいります。

次に、文化財の保護・継承につきましては、国指定史跡萩往還関連遺跡三田尻御茶屋旧構内の庭園復旧事業を行うとともに、宮市本陣兄部家の復元を視野に入れた基本設計を進めてまいります。

また、市内の文化財を総合的に把握し、まちづくりに生かすための防府市歴史文化基本構想を策定いたします。

大綱の第4は、「産業の活力とふるさとの魅力がみなぎるまちづくり」についてであります。

まず、農業振興につきましては、新規就農者の定着を図るため、今年度から新たに家賃と住宅改修費用の助成を開始いたします。

また、農作業の効率化とコスト削減による生産性の向上を図るため、新たに奈美地区の圃場整備に向けた調査に取りかかるとともに、引き続き下津令地区、上田・真鍋地区の圃場整備や、大谷口ため池の改修工事、牟礼小野地区第3期基幹農道整備工事を進めてまいります。

次に、水産業の振興につきましては、新規漁業就業者の定着を図るため、本年度から新たに研修期間中の家賃に対する助成を開始いたします。

また、老朽化した漁港施設の長寿命化を図るため、牟礼漁港の保全工事を実施するとともに、漁港海岸堤防の老朽化対策といたしまして、牟礼漁港、大道漁港の海岸老朽化対策計画の策定と西浦漁港の実施設計を行ってまいります。

水産総合交流施設、道の駅「潮彩市場防府」につきましては、平成28年度補正予算に計上いたしました地方創生拠点整備交付金を活用して、施設の充実を図るとともに、隣接する県港湾管理の緑地の再整備を県と連携して行うことで、「みなとオアシス三田尻」の魅力をさらに高め、交流人口の増加によるにぎわいの創出を図ってまいります。

次に、工業の振興につきましては、防府テクノタウンへの企業の立地が円滑に進むよう支援を行うとともに、より一層の企業立地の促進のため、引き続き関係機関等と連携しながら、企業誘致に積極的に取り組んでまいります。

次に、商業・サービス産業の振興につきましては、中心市街地などの活性化を図るため、引き続きまちなかイベントの実施や、空き店舗への出店に対する家賃の助成を実施するとともに、防府地域振興株式会社と連携して、IT企業等のサテライトオフィスの誘致に取り組めます。

店舗リフォーム助成事業につきましては、予算を増額し、本市全域の商業の振興を図ってまいります。

また、創業しやすい環境づくりを推進するため、事務所設備や会議室などを共有しながら、それぞれ独立した仕事を行うコワーキングが可能な環境の提供と、専門スタッフによる経営アドバイスなどのきめ細かな支援が特徴のインキュベーションプログラムを引き続き実施するとともに、中小企業大学校が実施する中小企業者向けの人材育成研修に対し、その経費の一部を新たに助成してまいります。

次に、観光の振興につきましては、本年度行われるデスティネーションキャンペーンと、平成30年の明治維新150年に向けて、県や近隣市と連携を図りながら、明治維新発地の地である防府の魅力を県内外へ情報発信し、誘客に取り組んでまいります。

観光まちづくりプラットフォーム整備事業につきましては、防府市観光協会の運営体制の強化を支援するとともに、観光情報の一元化を図ります。また、山口市、宇部市、美祢市と連携して、周遊観光ルートや広域連携サイクルルートの造成、せとうちDMO等を活用したプロモーションなどを実施してまいります。

観光地魅力創造事業につきましては、地域の創生や再生を促進することを目的とした「(仮称)ほうふ「幸せます」まち博」づくり推進プロジェクトを進めてまいります。

市内定期観光バスにつきましては、春には新たに周防国一宮玉祖神社をめぐるコースを設定するとともに、秋には山頭火ふるさと館やハモを堪能できるコースを設定することから、積極的にPRに努め、来訪された観光客により一層楽しんでいただけるよう運行してまいります。

また、防府天満宮付近に観光駐車場を整備することにより、観光客の受入体制の充実を図ってまいります。

次に、労働環境の向上につきましては、地方創生推進交付金を活用して、働くことに意欲のある女性の就職支援と、市内企業における働きやすい職場環境の整備促進に一体的に取り組む、働き方改革を推進してまいります。

次に、競輪事業につきましては、引き続き車券発売金収入の増加と開催経費の削減による収益増を目指してまいります。また、施設整備につきましては、老朽化の著しい競輪場競走路について、本年度後期から来年度前期にかけて改修してまいります。

大綱の第5は、「都市のうるおいと生活空間の快適さのあるまちづくり」についてであります。

まず、広域交通ネットワークの整備につきましては、都市計画道路環状一号線と戎町追戸線の整備、国道2号の富海地区の4車線化の早期完成に向けて、引き続き関係機関へ強く要望してまいりますとともに、都市計画道路環状一号線と接続する市道新橋牟礼線の早期完成を目指して、整備を推進してまいります。

次に、生活交通の充実につきましては、市道下河内中河内線を拡幅し、歩車道を分離することにより、歩行者の安全の確保を図るとともに、橋梁の補修工事と点検を計画的に実施してまいります。

また、公共交通につきましては、路線バスの運行補助を引き続き行うとともに、本市における最適で持続可能な公共交通ネットワークの確立に向け、新たな循環路線の実証運行等を通じて、「（仮称）防府市地域公共交通網形成計画」を策定してまいります。

また、高齢者等の移動手段を確保し、より一層外出しやすい環境を創出するため、現行のバス・タクシー運賃助成制度について、対象者の拡大や移動距離に応じたタクシー運賃助成等の見直しを行い、新制度による支援を開始いたします。

次に、上下水道の整備につきましては、水道事業といたしまして、老朽管の更新により、管路の耐震化を推進するとともに、老朽施設の更新等に努め、安心・快適な給水の確保や災害対策の充実のための諸事業に積極的に取り組んでまいります。

また、公共下水道事業といたしまして、引き続き浄化センターや管渠の長寿命化対策工事を行うとともに、富海、西浦、大道方面への管渠布設工事等を行います。雨水排水施設整備事業では、県の三田尻中関港海岸高潮対策事業と共同で進めてまいりました勝間ポンプ場の稼働により、勝間地区の浸水被害の軽減を図ってまいります。

また、お客様サービスの向上を図るため、水道料金と下水道使用料のクレジットカード決済による収納や、検針と同時に納付書を発行する検針同時請求を開始いたします。

次に、住宅・住環境の整備につきましては、土砂災害特別警戒区域内の既存建物で、土砂災害に対する安全性を有していないものについて、区域外に移転する場合の既存建物の解体や土地購入、住宅建設に要する費用の一部を新たに助成してまいります。

市営住宅の整備につきましては、昨年度見直しを行いました防府市公営住宅等長寿命化計画に基づき、住宅の予防保全的な維持管理や耐久性の向上等を図るため、外壁の落下防止工事を行うほか、下水道の接続工事終了に伴う合併処理浄化槽の解体工事を実施してまいります。

また、富海地区に建設予定の市有三世代住宅につきましては、敷地造成工事を行うとと

もに、住宅建設と入居者募集に向けた準備を進めてまいります。さらに、三世帯同居住宅の新築や購入、増改築等にかかる費用の一部を引き続き助成してまいります。

空き家対策につきましては、法律や条例に基づく必要な措置を実施するほか、新たに危険空き家の解体費用の一部を助成するなど、本年度施行する防府市空家等対策計画に基づき、多様な取り組みを実施してまいります。

次に、景観の保全・形成につきましては、第2期の宮市・三田尻地区の都市再生整備計画事業といたしまして、引き続き今市地区と松崎地区の歴史的なまちなみや景観に配慮した電線類地中化工事と道路修景整備等を実施してまいります。

水辺空間の整備につきましては、国土交通省のかわまちづくり支援制度を活用し、本年度、新たに佐波川右岸の河川敷を市民の皆様が利用しやすい空間に整備するとともに、右田福祉センターそばに公衆トイレを設置することにしております。

次に、公園・緑地の整備につきましては、トイレの水洗化や複合遊具の設置、遊具点検を実施し、快適で安全・安心な公園の維持管理に努めてまいります。

大綱の第6は、「自ら担う喜びとみんなで支えあう力で築くまちづくり」についてであります。

まず、人権尊重社会の実現につきましては、男女共同参画社会の実現に向け、啓発活動を行うとともに、本年度は、第4次防府市男女共同参画推進計画の最終年度に当たりますことから、必要な見直しを行い、第5次の計画を策定してまいります。

次に、地域コミュニティ活動の推進につきましては、小野地域の小野の夢プランの取り組みを支援するとともに、富海地域活性化協議会が推進する地域資源を生かした活性化事業を支援してまいります。

また、離島航路対策や離島振興につきましては、老朽化した予備船「のしま」の代替建造を進めるとともに、新船の利用等による航路活性化策を検討してまいります。

次に、市民の参画と協働による市政の推進につきましては、まちづくりの課題に効果的に対応するための新たな協働の仕組みである防府市協働事業提案制度を本年度より導入し、市民と行政の協働の推進に努めてまいります。また、防府市自治基本条例につきましては、市民の皆様の参画のもと、引き続き見直しについて検討してまいります。

次に、計画的な行財政運営の推進につきましては、社会環境の変化を見誤ることなく、時代の要請や新たな行政課題、多様化・複雑化する市民ニーズに迅速かつ適切に対応していくため、防府市行政経営改革大綱に示した改革の基本理念や基本方針、推進施策を踏まえ、行政経営改革を推進してまいります。

また、公共施設マネジメント事業につきましては、防府市公共施設等総合管理計画に基

づき、公共施設の再編に向けた部門横断的な検討を進めるとともに、施設に関する情報を一元的に管理しつつ、計画的な保全の推進に取り組んでまいります。

市庁舎の建設につきましては、平成27年度から2年間にわたり、防府市庁舎建設基本構想・基本計画検討委員会から御意見をいただきながら、防府市庁舎建設基本構想・基本計画の策定を行ってきたところであり、今後、この内容について、市民の皆様への周知を図ってまいります。

また、行政サービスの利便性の向上のため、マイナンバーカードを利用して、住民票の写し等の各種証明書を全国のコンビニエンスストアで受け取ることができるコンビニ交付サービスを開始いたします。

また、ふるさと寄附の推進につきましては、寄附される方が寄附金の使い道として、応援したいNPO等を指定できる本市独自の制度により、全国の皆様からいただいた寄附金を活用して、市内のNPO等の支援を行ってまいります。

次に、広域連携の推進につきましては、本市と山口市、宇部市、萩市、美祢市、山陽小野田市、島根県津和野町の6市1町からなる山口県央連携都市圏域を形成し、圏域ビジョンに示す取り組みについて、連携して推進してまいります。

以上、平成29年度の予算に基づく事業の概要について御説明申し上げます。

私は、昨年9月に、全国市長会会長代理を拝命し、全国814市区長の代表として、東奔西走、南船北馬の日々を送っておりますが、この職務を遂行する中で、生き残りをかけて施策を断行している先進市の状況や、国の支援策等の最新の情報を的確につかむとともに、国に対して地方の置かれている立場を明確に発信していく好機として捉え、本市の飛躍のため、総力を挙げて取り組んでまいり所存でございます。

現在、国においては、進行する人口減少と東京一極集中、都市と地方の経済格差に対応するため、総合戦略を改定され、自助の精神をもって意欲的に取り組む自治体を積極的に支援することとされており、本市におきましても、私が最重要課題としております行政経営改革により、引き続き財政基盤を強固なものとするとともに、地域創生の取り組みをさらに推し進めることにより、みずからの力で課題を克服していかねばなりません。

折しも本年度は庁舎建設を契機としたまちづくりへの関心が高まりつつある中、本市のまちづくりの基本的な方針を定めた都市計画マスタープランの見直しや、最適で持続可能な公共交通ネットワークの確立に向けた地域公共交通網形成計画の策定等を予定しており、本市のまちづくりはこれから新たな局面を迎えることとなります。

地方自治体を取り巻く環境は大変厳しく、今後、たくさんの困難な課題に立ち向かっていかねばなりません。行政の的確な判断と、市民の皆様の御決断により、それらを乗り

越え、本市はさらなる発展を遂げることができるものと確信いたしております。

私は、市制施行100周年を迎える将来におきましても、本市が母なる川佐波川に育まれた豊かな自然と広い平野を有し、2,000年の史都とも言える長い歴史に彩られた魅力あふれるふるさととして、「学ぶなら防府、働くなら防府、住むなら防府」と、市民の皆様には誇りと愛着を持っていただけるよう、全力で取り組んでまいりたい所存でございます。

市民の皆様と議員各位の御理解、御協力を賜りながら、全職員とともに一層の使命感とスピード感を持って、施策の推進に積極果敢に取り組むことをお誓い申し上げ、平成29年度の施政方針といたします。

○議長（松村 学君） ただいまの施政方針演説に対する質問につきましては、一般質問に含めてお願いいたします。したがって、この質問の要旨は本日の午後5時までに御提出いただきますようお願いいたします。

議案第19号指定管理者の指定について

○議長（松村 学君） 議案第19号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第19号指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、山頭火ふるさと館に係る指定管理者の指定を行おうとするものでございます。

指定候補者を選定するに当たりましては、指定候補者選定委員会において、施設の管理の状況及び業務の内容等から、防府市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第4号の規定により、公募によることなく選定することとし、申請のあった団体からの提案価格と提案内容について審査した上で決定いたしております。

お手元にお示しいたしておりますとおり、平成33年3月までの3年6カ月間について、公益財団法人防府市文化振興財団を指定候補者として選定いたしましたものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（松村 学君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） よろしいですか。質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第19号については、原案のとおり可決されました。

議案第20号防府市空家等対策計画について

議案第23号防府市空家等の適正管理に関する条例の全部改正について

○議長（松村 学君） 議案第20号及び議案第23号の2議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第20号防府市空家等対策計画及び議案第23号防府市空家等の適正管理に関する条例の全部改正について、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第20号防府市空家等対策計画についてでございますが、防府市空家等の適正管理に関する条例第4条の規定に基づき、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条に定める空家等対策計画を定めようとするものでございます。

この計画は、これまで取り組んでまいりました空き家対策を、より一層総合的かつ計画的に推進するため、また、空き家の調査や対処の基準を定めるなど、空家等が及ぼす多岐にわたる問題の解決を図るためのさらなる取り組みを示したものでございます。

なお、第1期の計画期間を平成29年度から平成32年度までの4年間とし、以後、5年ごとに見直すこととしております。

次に、議案第23号防府市空家等の適正管理に関する条例の全部改正についてでございますが、先に申し上げました空家等対策の推進に関する特別措置法及び空家等対策計画との整合を図るとともに、空家等に関する対策を推進するため、条例の改正をしようとするものでございます。

条例の主な内容でございますが、現行条例の継承を前提としつつ、法に従って行う特定空家等に対する行政代執行に至るまでの手続の実施、法が対象としない防犯上の措置が必要な空き家に対する法に倣った手続の実施、法または条例に基づく手続を実施する時間的余裕がない場合の必要最小限の応急措置などを規定するとともに、所要の改正をするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（松村 学君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第20号及び議案第23号については、教育民生委員会に付託と決しました。

議案第21号防府市教育振興基本計画について

○議長（松村 学君） 議案第21号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第21号防府市教育振興基本計画について御説明申し上げます。

防府市教育振興基本計画につきましては、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、平成26年度から平成32年度までを計画期間とし、平成26年3月に策定したものでございます。

平成27年度に、第四次防府市総合計画の中間年度見直しが実施されましたことから、このたび上位計画との整合性を確保するため、社会情勢の変化や施策の進捗状況を踏まえ、現在の計画を変更しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（松村 学君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第21号については、教育民生委員会に付託と決しました。

議案第22号第二次防府市生涯学習推進計画について

○議長（松村 学君） 議案第22号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第22号第二次防府市生涯学習推進計画について御説明申し上げます。

防府市生涯学習推進計画につきましては、平成12年3月に、本市における生涯学習に関する基本的な方向性や方針を取りまとめたもので、平成24年3月には、平成24年度から平成33年度までの10年間を計画期間とし、第二次防府市生涯学習推進計画を策定いたしました。

第二次計画策定から5年が経過し、人口減少や少子高齢化の進行等、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化していることから、計画の進捗状況や市民アンケートの調査結果に基づき、さらなる生涯学習の推進を図るため、計画期間の中間年度に当たり、現在の計画を変更しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（松村 学君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第22号については、教育民生委員会に付託と決しました。

議案第24号防府市印鑑条例中改正について

○議長（松村 学君） 議案第24号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第24号防府市印鑑条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、個人番号カードを利用し、コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機から印鑑登録証明書を交付するサービスを開始するに当たり、所要の改正を行い、及び条文整備をするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（松村 学君） 本案に対する質疑を求めます。10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） 何点か質問をさせていただきます。

まず、コンビニ交付の前提となります個人番号カードの発行、この状況がどのようになっているのかお尋ねをいたします。

また、法施行後1年以上たっておりますけれども、この通知カードはまだ届いていないという人もいるのではないかと思います、それがどのような状況になっているのか、お尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） お答えいたします。

まず、個人番号カードの発行数でございます。2月末現在で1万177枚発行しております。

それと、通知カード、届かずに市に戻ってきた通知カードというのが、全部で4,906通ございましたが、現在のところ、そのうち575通を保管しているという状況でございます。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） 御答弁にありましたように、まだ多くの方が利用できないという、こういう状況にあるかと思いますが、コンビニ交付を実施をしていく上で、年間維持費については、市としてどのくらいかかるのかお尋ねをいたします。

○議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） お答えいたします。

まず、地方公共団体情報システム機構へ支払う運営負担金というのが、これが年間で270万円、それと、システムの維持管理費、これが約200万円、合わせて470万円程度であろうと思います。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） それで、今まで市役所で印鑑証明書を申請すると、手数料として200円払っておりましたが、その200円は市に収入として上がってくるわけですが、今回、コンビニでもおよそ同額を払うということになるとは思います、200円のうちどういうふうな、市には幾ら、それから他の機関にはどのくらいということがわかりましたら、教えていただきたいと思います。

それから、一番問題なのは、安全性の問題なんです。例えば、コンビニで多機能端末機を使って操作をするわけですが、それがなかなかわからない中で、コンビニの店員

さんと呼んで教えていただくとか、それから、カードを置き忘れたりとか、あるいは情報漏えい、なりすまし、非常に不安もございます。

また、カードをそもそも持ち歩くことの危険性等も、いろんな課題があるわけですが、セキュリティ対策をどのように考えておられるのか、その点を教えていただきたいと思います。

○議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） お答えいたします。

手数料につきましては、200円でございますが、コンビニのマルチコピー機に納付された手数料がコンビニ委託手数料、これが1件115円でございます。それを差し引いた金額をコンビニが地方公共団体システム機構へ支払いします。その後、市は、地方公共団体情報システム機構から、その交付情報を取得して、同機構へ請求するということで、市へ入金されるということになります。こういう流れでございます。

それと、セキュリティ対策でございますが、まず、例えば印鑑証明書を発行しようというときには、最初、個人認証ということで、カードを差し込んだりするんですが、そこでその次にどういう証明書が要りますかというときには、それを抜かないと次の画面には行かないということにはなっております。

それと、情報のセキュリティということであれば、コンビニと地方公共団体システム機構とのやりとりというのは、専用の回線、一般のインターネットからは入れない専用回線でございます。

それと、地方公共団体情報システム機構と市との間というのは、LGWANという国と地方公共団体のみが使用できる専用の閉じたシステムということでございます。

あと、もし個人番号カードをなくされたというような場合があったときには、例えば、クレジットカードとかキャッシュカードをなくされたときと同じように、発行機関へ連絡すると、利用中止ということをすることはできます。個人番号カードをなくされた場合は、地方公共団体情報システム機構が設置しております24時間対応のコールセンターへ連絡することにより、利用の中止ができるというふうなことになっております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） 確実なセキュリティ対策、またその検証も含めてしっかりと行われるように要望しておきます。

以上です。

○議長（松村 学君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） 議案の44ページ、条例の中身についてお尋ねをいたしますが、第14条に次の1項を加えるという形で、ここに個人番号カードというものについて、法律の関連で説明してありますが、その4行目ぐらいのところに、利用者証明用電子証明書で失効していないものが記録されている者に限ると。個人番号カードの全てが使えるわけではなくて、利用者証明用電子証明書で執行していないものが記録されているということに限るというふうに書いてあります。

そこで、ちょっとお尋ねをいたしますが、利用者証明用電子証明書というのは、これは、個人番号カードとはまた別のものだろうと思うんですが、この関係について御説明を願いたいのと、この証明の手續の登録というのか、そういうものについてお金がかかる形だろうと思うんですが、それについてどうなっているのか。

失効していないものということですが、失効する場合があるわけで、失効というのはどういう場合に失効するのかということについて。

それからあわせて、それを用いて端末で暗証番号というようなことが、44ページの最後の行に書いてあります。この暗証番号もまた別に設定するという形にどうもなってるようで、いわゆる12桁の個人番号、これとはまた別の番号を、これ、ここで求められるような形になっておりますが、この辺の関係について、少しわかりやすく説明をお願いしたいと思います。

○議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） お答えいたします。

利用者証明用電子証明書というのは、個人番号カードを発行するときに、その証明書が要りますかということで、要するという方につきましては、その場で、先ほど言いました暗証番号等を設定していただくという形になります。

この暗証番号というのが、例えば今の住基カードでも、電子認証ということでやっておられるかと思うんですが、e-TAXなどで使われる場合です。今、マイナンバーのほうでいうと、この証明書は、暗証番号というのが2つあります。例えば、今、ここでいうコンビニ交付などのときには、4桁の数字ということでございます。

今また、今まで住基カードでe-TAXとかやられていた方、今度はマイナンバーカードでe-TAX、できるんですけど、それにつきましては、英数字で6文字以上16文字以下という、この2つの番号があります。

それと、この電子証明書ということになれば、当然有料になるんですけど、初回に限りというか、要はそのカードの発行も、この証明書の発行も無料ということになっております。

それと、カード自体というのは、有効期限というのは10年なんですけど、電子証明書の有効期限というのは5年でございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） そうすると、最初に個人番号カードをもらったときに、電子証明が要するという方は、もうそのときになっているけれども、要らないというふうにして個人番号カードをもらった人は、改めてまた市役所に来て、この電子証明書の手続をしないといけないということになるわけでしょうか。ちょっとその辺の確認と。

それから、初回は無料ということですが、有効期限が5年ということになると、5年後には有料でお金を払って電子証明の登録をしないといけないわけですが、それは、幾らかかるわけでしょうか。

○議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） まず、最初に利用者証明書の設定をしておられなければ、また新たに設定するということになります。

それと、5年の期間が過ぎた後、有料は、たしか500円だったと思いますが、ちょっと今、定かではございません。

○議長（松村 学君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） そうしますと、初回はいわゆるコンビニで200円で済むけれども、5年たつと、今度市役所に行ってその手続をして、500円か幾らかはわかりませんが、今、e-TAXの部分は、市民便利帳だと200円と書いてありますので、200円かもしれませんが、200円あるいは500円とすると、例えば、次の5年間のうちに、もし、そういう形でコンビニで1回しか印鑑証明をもらわないとすると、旧来は200円で済んでたものが、あるいは出張所に行けば200円で済んでいたものが、コンビニ利用ということでいけば、最初の手続の費用200円と、実際にそこで要るお金、合わせて400円というものが要るということになるかと、こういうことになるわけですか。

○議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） 証明書の発行の手数料と印鑑証明書の発行の手数料の金額だけでいうと、そういうことになります。

○議長（松村 学君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） その件については、これで終わります。

別の条文ですが、附則について、「6カ月を超えない範囲内において規則で定める日」という、こういう書き方がしてありますが、予算の参考資料を見ると、7月というふうに

書いてありますが、片方で7月というふうに本文で書いておいて、この条例の附則で規則で定める日というこういう書き方は、ちょっといかがなものかと思いますが、ほかのものでは、例えば、これはこの後御提案いただくものですがけれども、別の今、上がっている手数料条例ですが、それについてははっきりと期日がたしか書いてあったんじゃないかかと思えます。そういうことで、これについてはどうかということをお尋ねをしたいと思えます。

○議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） 確かに予定は、今のところ7月1日ではございます。この附則の作り方がどうかということは、そこまでちょっと私も深く考えてなかったんですけど、あくまで7月1日が、もうほぼ今の時期でいえば7月1日なんですけど、いろいろ途中で証明がちゃんとうまく出せるかとかという確認もあるので、確定ではないという部分もあるからこういう書き方にしているというふうに、自分では理解しております。

○議長（松村 学君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） 附則の問題については、それで了解しました。

それで、この条例で、先ほど市長の施政方針演説の中で、全国のコンビニでということをおっしゃいました。市内であれば、市役所に来るか出張所に来るほうが安くできるというようなことで、先ほどから言われているセキュリティーの問題だとか、そういうことで、むしろコンビニで、市内であれば利用しないほうが私は得だというふうに思うわけですが、しかし、市外、全国に行けば、そういうことが利用できるというのは、一つのサービスとしてプラスの点だろうと思えます。

全国ということになると、例えば、市内にありますセブンイレブン、それからローソン、それからファミリーマートのほかに、市内にない、全国にはあるようなコンビニのチェーンも幾つかあります。

そういう意味で、全国で使えるということでもありますから、全国のコンビニ、どれぐらい、何社ぐらい防府市はカバーするお考えなのか、これについてお尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） お答えいたします。

今おっしゃったとおり、大手のところ以外でいいますと、サークルK・サンクス、あとミニストップ、あとAコープ北東北、セイコーマート、イオンリテール、国分グローサーズチェーン、Aコープ鹿児島、セーブオンというところが利用可能でございます。全体としては、全国約4万7,000店舗で可能ということでございます。

それと、先ほど更新のところちょっと不確かなお答えして、申しわけございませんで

した。暗証番号が、先ほど2つ種類があると申しました。その中で、コンビニ交付で使う4桁のほうの暗証番号につきましては、5年後の更新に係る費用は必要ございません。e-TAXで使う方の暗証番号は、200円でございます。申しわけございません。

○議長（松村 学君） よろしいですか。

ほかにご覧いませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第24号については、原案のとおり可決されました。

議案第25号防府市情報公開条例中改正について

○議長（松村 学君） 議案第25号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第25号防府市情報公開条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、公開しないことができるとした個人に関する情報を見直し、並びに出資法人及び指定管理者の情報の公開を推進するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正内容につきましては、独立行政法人、地方独立行政法人等の役員及び職員の職務の遂行に係る情報に含まれる職及び氏名について、公務員と同様の取り扱いとして公開できるようにするもの、並びに本市の出資法人及び公の施設の管理を行う指定管理者は、この条例に準じてその保有する情報を公開するよう努めなければならないとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（松村 学君） 本案に対する質疑を求めます。7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） 前回、この情報公開条例の改正が行われましたのは、平成26年3月の議会で改正をされました。その際、情報公開の対象となる文書等の定義についての改正、あるいは指定管理者をつけ加えるというようなことがされました。

その後、私でいえば、平成27年の9月で、情報公開条例の改正を求めるような一般質問をしておりますし、あるいは、他の議員が同じような形で一般質問をしております。そういうものが、一部は反映をされておるわけでありまして。今回の条例改正に。

しかし、全てが、議員が一般質問で求めたもの全てが、ここで改正されているわけではありません。

例えば、情報請求者が「何人も」と、この問題は、平成25年のときから私は言っておりますけれども、あるいは、その後の同僚議員の質問でも出されております。この問題については、見直しがされておられません。

それから、情報公開の中で、かくかくしかじかの理由で非公開とするというものについても、見直しがされておられません。その辺の検討をどのようにされたのか、内部で。

それは、ある意味じゃあ有識者もひっくるめた協議会なりつくって、こうやって再三議員から求められて、そして、平成26年に条例改正すると、3月で。そしてまた、29年にまた一部改正すると。しかし、まだ全て情報公開条例は、これじゃあおこなっていると言われている課題があるわけですから、そういった形で、情報公開条例の全面的な改正。

これ、国の情報公開法から外れている形の、古い形の条例なんですよね。そういう古くさい条例をいつまでも放置しておくのは問題だと思うんですが、この辺までの、これまでの改正に至る経緯について、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（藤津 典久君） 情報公開条例に関する御質問でございますが、今、田中議員が言われたように、25年あたりから各議員さんによって、3点ほどいろいろ改正すべきだという話がありました。

その中で、おっしゃるとおり、「何人も」というところをいまだに、具体的には「何人も」も入れずとも、実際には拒否しているわけじゃないからという答弁でやっておりますけれども、部内で協議した結果、当面は公務員と同様の取り扱いを独立行政法人もしなくちゃいけないから、情報公開については指定管理者の条例にも合致しなくちゃいけないから改正しようと、この2点について検討してできたわけなんですけど、まだ残っている部分についても、今言われた意見を真摯な態度で受けとめて、今後も検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（松村 学君） よろしいですか。7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） 国の情報公開法が、各自治体でつくっている条例よりも後にできたわけですが、後にできたものはより進んだ内容を持っているわけです。そういう形で国の情報公開法と比べると、見劣りがしている防府市の情報公開条例なわけです。

国の情報公開では、例えば国等——これは当然そうですが、例えば意思形成過程については非公開とするようなことは入れておりません。それから、合議制機関等の情報は公開しないことができると、こういうことは入れていないわけです。そのかわり、別のよう形の言葉になっておりますけれども、だから、そういったところは、やはり早い時点で見直さなければならぬと思います。

その原因は山口県にあるんですけれども、前にも一般質問で申し上げましたが、山口県が中国、四国、九州の17県のうちで、唯一そういう古い形の条例をいまだに持っているわけです。四国、中国、九州の17県の、よその情報公開条例はそういうふうにもう変わっているわけですが、県の見直しが不十分だということを指摘しておきたいと思えます。

ぜひ、市長は、全国の市長会の会長の代行という立場でありますから、いつまでもこういった古くさい情報公開条例を防府市が持つておるということは、恥ずかしいことだと思いますので、ぜひ、今後の協議の中できちっとしていただきたいということだけ申し上げておきます。

○議長（松村 学君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第25号については、原案のとおり可決されました。

議案第26号防府市個人情報保護条例中改正について

○議長（松村 学君） 議案第26号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第26号防府市個人情報保護条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、開示しないことができるとした個人に関する情報を見直すため、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正内容につきましては、独立行政法人、地方独立行政法人等の役員及び職員の職務の遂行に係る情報のうち、職及び氏名について、公務員と同様の取り扱いとして開示できるようにするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（松村 学君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第26号については、原案のとおり可決されました。

議案第27号職員の給与に関する条例中改正について

○議長（松村 学君） 議案第27号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第27号職員の給与に関する条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、本市における人事考課制度の本格実施に伴い、勤勉手当の算定について、前年度の人事考課の結果を反映させるため、所要の改正を行おうとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（松村 学君） 本案に対する質疑を求めます。7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） まず最初に、こういった形で議案になっている以上、人事考課というもので、それが勤勉手当に反映されるという形になるということです。当然、組合とのいわゆる労使合意というものがあるんだろうと思うんですが、この点について確認してお聞きしたいと思います。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（藤津 典久君） 給与条例の改正につきまして、勤勉手当が、今後、人事考課をそのまま勤務評点の対象になりますよという話は、もう組合、合意は得ております。

○議長（松村 学君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） 総務省の資料をインターネットで見ますと、総務省のホームページでは人事考課という言い方ではなくて、人事評価というような言い方をしておりますが、人事評価の基本的な仕組みということで、評価の方法、評価基準の明示、評価者訓練、それから自己申告、面談、結果の開示、苦情対応というようなことが書いて説明がしてあります。

1つは評価基準の明示ということで、評価項目、基準実施方法等の明示、こういうものがきちっと職員に対してされているのかということが1つ。

2つ目、評価者訓練ということで、各評価者への研修等ということをやりたい。こういった各評価者への研修等がされているのかどうか。

それから、4番目という形でホームページには出ておりますが、自己申告、面談、結果の開示ということで、結果を被評価者に示し、今後の業務遂行に当たっての指導・助言の実施ということですが、結果の開示ということをきちっとするのかどうか。

それから、苦情対応ということで、評価に関する苦情に対応する仕組みを整備するというふうに書いてありますが、こういったものが整備されているのか。こういった点について、御答弁願いたいと思います。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（藤津 典久君） 人事考課に対するいろいろな制度、仕組みがどうなっているのかという話でございます。

まず、古い人事考課そのものは、平成15年度から、課長から始めております。実際の勤勉手当の反映は平成17年度です。そういった10年間いろいろやってきた制度が、ある意味そのまま使える面もありまして、例えば明示、あるいは方法、評価者訓練、評価の方法、それから職員に対する周知、こういったことも基本的には全てできております。

それから開示、評価についての開示は、評価者が行うものですが、そういう開示もできておりますし、苦情処理につきましても、当初からそういった制度はございます。

その中で、今回、全ての職員へということ、28年4月からやるわけなんです、実際には27年4月から試行を始めまして、今年度もやっておるんですが、本格導入、今年度になったわけなんですけども、そういった中でも、今までの制度をさらによい制度として、国の基準に沿ったいろんな仕組みは実施しております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） わかりました。

それで、一つ意見として申し上げておきたいと思いますが、例えば、民間企業で営業であれば、各個人が営業成績を競うというようなことがあるかもしれませんが、市役所の場合には、何々課あるいは何係として、言ってみれば1つのチームとして職員が事に当たると、あるいは、分担して当たるというようなスタイルだろうと思います。

そういう意味で、この人事考課というものが、変な形で職員の中の溝を深めるようなこと、あるいは、お互いに変な形の競争を招かないように、チームとしていろいろな物事に当たるといのが、私は、役所の作風として好ましいものだというふうにずっと思っております。そういったものを崩さないようにしていただきたいということ、ぜひ、意見として申し上げておきたいと思います。

○議長（松村 学君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第27号については、原案のとおり可決されました。

議案第28号防府市職員の特殊勤務手当に関する条例及び防府市斎場・葬儀所設置及び管理条例中改正について

○議長（松村 学君） 議案第28号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第28号防府市職員の特殊勤務手当に関する条例及び防府市斎場・葬儀所設置及び管理条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、防府市葬儀所業務を廃止するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

本市の葬儀業務につきましては、平成24年6月市議会におきまして、平成25年4月1日から、霊柩車による遺体搬送業務を廃止する旨の条例改正がなされたところでございます。

市葬儀所業務として現在も継続しております祭壇の貸し出し業務でございますが、斎場以外での祭壇の貸し出し実績は、平成25年度は4件、平成26年度は3件、平成27年度は1件の利用であり、今年度につきましては、1月末時点で利用がないことから、市葬儀所業務の役割は終えたものと考えられます。

さらに、議会及び自治会連合会から御要望のありました低所得者対策につきましては、市内の葬祭業者の御協力により、市民の皆様にも簡素で低廉な葬儀を行っていただける制度を実施する運びとなりました。

このように、市葬儀所業務を廃止するに当たっての環境は整ったと考えておりますので、改めて本市の葬儀所業務を廃止するため、本案を提案するものでございます。

今後、市民の皆様への周知を図り、平成29年6月30日をもちまして、廃止しようと考えております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（松村 学君） 本案に対する質疑を求めます。20番、高砂議員。

○20番（高砂 朋子君） 長年市が行ってきた葬儀所業務が廃止されるということに当たって、今、御説明がありましたように、検討されている協定葬儀について、2点ほど質問をさせていただきます。

附則のところには、平成29年7月1日から施行するという事になっておりまして、この協定についてはどのようなスケジュールで進めていかれる予定なのかという点。

また、2点目は、亡くなられた方が、国保また後期高齢医療保険の被保険者の場合、葬祭執行に当たった方に5万円の葬祭費が支給されるということに、今現在なっております。低所得者対策ということで、さらなる軽減策として、この5万円が協定葬儀の場合、市から協定の業者に代理に支給される仕組みが確立されることが大変重要、また必要だと思います。

そこで、市内業者との調整、そしてまた、市内との連携は現段階どのようなになっているか、また御予定なのか、改めてお聞きしたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） お答えいたします。

まず最初のスケジュールでございますが、29年7月1日からの実施に向けまして、今、既に内諾というか、大まかな、この前も御説明しました規格とか、その辺の内諾というか——は得ておりますので、これから細かい、いろいろ実際運用するときの細かいところを調整していくことになろうと思っております。7月1日に向けてという、協定を結んで7月1日から開始できるようにしたいというふうに思っております。

それと、次の国保、後期高齢の件ですが、業者さんとしたら、できるだけ前払いというか、事前にお金はいただきたいということですが、それは、協議の中でもそういうお話はいただいております。

その中で、国保とか後期高齢だったら5万円があるから、例えば、9万円幾らであっても、その5万円を引いた4万円幾らを先に払っていただければ、あとの5万円は後からでもいいと。できれば、業者としたら、直接自分のところに入れば安心ということを言われましたので、その辺は国保のほうも、後期高齢のほうも、そういう協議をしまして、委任状をいただいて、直接その業者の方に5万円が入るような方法で、今、調整をしております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 20番、高砂議員。

○20番（高砂 朋子君） ありがとうございます。ぜひとも、7月1日からの施行ということで、しっかりセーフティーネットの確立のために、大変な状況の中で葬儀と向き合われる方々に寄り添っていただける事業に展開をしていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

以上です。

○議長（松村 学君） ほかにございませんか。

質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第28号については、教育民生委員会に付託と決しました。

議案第 29 号防府市税条例等中改正について

○議長（松村 学君） 議案第 29 号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第 29 号防府市税条例等中改正について御説明申し上げます。

本案は、地方税法の改正に伴い、本市の市税条例及び市税条例等の一部を改正する条例について、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の内容につきましては、法人市民税の法人税割の税率を引き下げるもの、軽自動車税の環境性能割を創設するもの等のほか、条文整備を行うものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（松村 学君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 29 号については、原案のとおり可決されました。

議案第 30 号防府市手数料条例中改正について

○議長（松村 学君） 議案第 30 号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第 30 号防府市手数料条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、建築物エネル

ギー消費性能適合性判定等の申請に係る手数料を新設し、及び所要の条文整備をしようとするものでございます。

この法律は、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るための措置等を定めており、この措置のうち、規制措置といたしまして、建築主が住宅以外の部分が2,000平方メートル以上の建築物を新築等しようとする場合においては、所管行政庁に建築物エネルギー消費性能確保計画を提出し、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受け、基準に適合させなければ、建築確認済証の交付が受けられないこととなります。

これにより、建築物のエネルギー消費性能の向上を促進しようとするものでございますが、この適合性判定等の申請に対する審査事務を所管行政庁である本市が行うこととなるため、当該審査事務に係る手数料を新たに定め、あわせて所要の条文整備を行うものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（松村 学君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第30号については、産業建設委員会に付託と決しました。

議案第31号防府市介護保険条例中改正について

○議長（松村 学君） 議案第31号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第31号防府市介護保険条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、介護保険法及び介護保険法施行令の改正に伴い実施しております平成27年度及び平成28年度における第1号被保険者の介護保険料率のうち、特に所得の低い被保険者の保険料率の軽減を平成29年度においても継続しようとするものでございます。

改正の内容につきましては、第1号被保険者の介護保険料率のうち、平成29年度における第1段階の被保険者の保険料率を平成27年度及び平成28年度と同様に、2万9,

520円にするものでございます。

なお、当初国が示していた保険料軽減強化策では、平成29年4月1日から消費税率を10%に引き上げることを前提に、平成29年度には第1段階から第3段階までの被保険者の保険料率をさらに軽減する予定とされていましたが、消費税率の引き上げが延期されたことにより、国は、平成29年度につきましては、現行の軽減策を継続することとしていることから、同様の対応をするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（松村 学君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第31号については、原案のとおり可決されました。

議案第32号防府市国民健康保険条例中改正について

○議長（松村 学君） 議案第32号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第32号防府市国民健康保険条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行令の改正に伴い、本市の国民健康保険条例について、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の主な内容につきましては、国民健康保険法施行令の改正に準じて、国民健康保険料の所得割額の算定に係る所得の規定並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減に係る所得の規定のうち、他の所得と区分して計算される所得の金額について、上場株式等に係る配当所得の金額及び株式等に係る譲渡所得等の金額の算定方法を改め、並びに特

例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を加えるものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（松村 学君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第32号については、原案のとおり可決されました。

議案第33号防府市漁業集落排水処理施設設置及び管理条例等中改正について

○議長（松村 学君） 議案第33号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第33号防府市漁業集落排水処理施設設置及び管理条例等中改正について御説明申し上げます。

本案は、排水処理施設使用料、水道料金及び公共下水道使用料の徴収方法にクレジットカード決済を追加するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（松村 学君） 本案に対する質疑を求めます。7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） クレジットカード決済ということで、これまでは口座振替という形がほとんど多かったと思うんですけども、口座振替であれば、金融機関に手数料を払うという形になると思いますが、クレジットの場合には、またクレジット会社のほうに手数料を払うと。そういうことで、口座振替の場合とクレジットの場合、その辺の口座振替にすることで、市の費用といたしますか、そういうものがどういうふうになるのか。口座振替の場合には幾らぐらい、1件幾らかかるとか、クレジットの場合には1件幾らぐらいかかると。それで、見込みとしてこれぐらいになれば、これぐらい市の負担が増えるでは

ないかというふうな、そういった数字とかが出されておれば、お示し願いたいと思います。

○議長（松村 学君） 上下水道局長。

○上下水道局長（清水 正博君） お答え申し上げます。

各手数料でございますけれども、口座振替がやはり一番安価で、平均的な上下水道料金で申し上げますと、事務費も全て込みで16.7円。次に、窓口収納で74.5円、これは、郵送料がかかっています。次がクレジット収納で118.9円。収納金額にもよりますが、比較的高額となるのがコンビニ収納で135.5円でございます。

また、全体的な費用対効果、大きく費用対効果について申し上げますと、予算額は上下水道事業会計合わせて344万8,000円計上いたしておりますが、このうち初期導入費用が64万8,000円ございますので、差し引き280万円程度が、アンケート調査で実施した加入率11%で計算した例年のコストになろうかと考えております。

ただし、勉強会でも少し触れましたが、クレジットカード決済の導入と同時に、検針同時請求という取り組みをスタートいたします。これは、窓口払いのお客様に対しまして、検針時に、検針票と一緒に納付書も御自宅のポストに投函して帰ることができるようにするもので、これにより、納付書の印刷代や郵便料金が、平成29年度は約265万円程度節減できると見込んでおりますので、差し引き15万円程度の経費増ではないかというふうに考えております。

また、効果額のほうにつきましては、制度の性質上、金額で評価することは非常に困難でございますけれども、現在の最終的な収納率の99.9%を堅持いたしております、制度導入によりこれ以上収納率が伸びるとは考えておりません。

また、本制度の御利用の多くは、現在、口座振替を御利用のお客様の一部と、都市部から転入してこられたお客様の一部になるだろうというふうに予測はいたしております。したがって、窓口払いのお客様の数が飛躍的に減るということも考えておりません。

ただ、料金お支払いの選択肢を広げたという点におきましては、お客様の利便性の向上、ひいては最少の費用でお客様のサービスの向上を図ることができるのではないかというふうに考えております。

今後も、お客様目線に立った、より御利用しやすい上下水道を目指して努力をしてまいりる所存でございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） よくわかりました。クレジットであれば、100円超すもの、あるいは随分コンビニの分が高いということがわかりましたけれども、引き続きぜひコ

ンビニやクレジットの方にも口座振替を勧めるように、健全財政維持するために、口座振替を推進するために、市民への周知をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（松村 学君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第33号については、原案のとおり可決されました。

議案第34号防府市水産総合交流施設設置及び管理条例中改正について

○議長（松村 学君） 議案第34号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第34号防府市水産総合交流施設設置及び管理条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、国の地方創生加速化交付金を活用した賑わい創出・収益向上事業及び単県農山漁村整備事業において、地域資源であるハモなどの水産物の活用を図ることを目的に、防府市水産総合交流施設の各施設の改修及び設備の新設を行ったことに伴い、使用料を見直そうとするものでございます。

改正の主な内容につきましては、作業場の施設改修並びに焼物室及び調理室の貸し出し開始に伴い、各施設の施設使用料を新たに定めるとともに、水産物及びその加工品を保存するため、作業場に冷凍庫及び凍結庫を設置したことに伴い、設備使用料を新たに定めるものでございます。

よろしく御審議のほど、お願ひ申し上げます。

○議長（松村 学君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第34号については、産業建設委員会に付託と決しました。

議案第35号防府市学習等供用会館設置及び管理条例中改正について

○議長（松村 学君） 議案第35号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第35号防府市学習等供用会館設置及び管理条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、防府市向島公民館の建て替えに伴い、学習等供用会館としての用途を廃止するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

現在の防府市向島学習等供用会館につきましては、防衛省の補助を受け、昭和57年5月に供用を開始した施設でございます。

施設の建て替えに伴い、本年5月をめどに新しい公民館へ機能を移転することとなりますが、学習等供用会館としての役目は本公民館においても果たせることから、条例で定める防府市向島学習等供用会館の規定を削るものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（松村 学君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第35号については、

原案のとおり可決されました。

議案第36号防府市火災予防条例中改正について

○議長（松村 学君） 議案第36号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第36号防府市火災予防条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、消防法令に関する重大な違反がある防火対象物に係る違反内容の公表制度を導入しようとするものでございます。

内容につきましては、防火対象物の利用者等の防火安全に対する認識を高め、火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置を促進するため、当該設備等の状況が消防法令に基づく命令等に違反する場合は、その旨を公表することができることとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（松村 学君） 本案に対する質疑を求めます。7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） 議案の条文の最後に、「防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は規則で定める」というふうに、こういうふうに書いてありますが、規則で定められるということなので、ある意味では執行権の中でやられるということですが、こういった形での公表の仕方を今時点で考えておるのか。公表の仕方もさまざまあるわけですね。例えば、4号館の前の市のいろんな公告というような形で、そこに文書を1枚貼るという公表の仕方もありますし、それから、市広報に出すという公表の仕方もありますし、ホームページに出すという公表の仕方もあります。そういった形の中で、公表の仕方については、今時点でどういうお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松村 学君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） 公表の方法につきましては、現在のところ消防本部のホームページ、これに掲載するというのを考えております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） よろしいですか。2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） 今、田中健次議員も聞かれた趣旨のこの公表の方法なんですけど、ホームページに掲載しただけじゃあ、余り効果的なものが見込めないんじゃないかと思うんです。やっぱり改善というのを促していくためには、市広報で出すとか、より多く

の人の目に触れるようにするべきじゃないかと思えますので、今後の要望ということをお願いいたします。

○議長（松村 学君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第36号については、原案のとおり可決されました。

ここで、会議の途中でございますが、昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時10分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（松村 学君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

議案第37号平成29年度防府市一般会計予算

○議長（松村 学君） 議案第37号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） 議案第37号平成29年度防府市一般会計予算について御説明を申し上げます。

新年度予算の編成方針及び重点施策につきましては、市長がさきに施政方針で申し上げておりますが、予算はそれらを具現化したものでございます。編成作業に際しましては、安全・安心なまちづくりを基本方針といたしまして、最重要施策であります「環境」、「教育」、「観光」、「高齢・障害者福祉」、「子育て支援」、「活性化」、「防災」に加えまして、「防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中間年度に当たりますことから、人口減少対策と地域創生に係る諸施策を、柔軟な発想とチャレンジ精神をもって、早急かつ積極的に推進する予算として編成をいたしております。

それでは、予算の内容につきまして、お手元の予算書及び予算事項別明細書並びに別冊

の予算参考資料に基づきまして御説明を申し上げます。

予算書の7ページをお願いいたします。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を412億9,000万円といたしております。この額は、前年度当初予算と比較いたしますと、金額で4億5,500万円、率にいたしまして1.1%の減となっております。

第2条の継続費につきましては、14ページの第2表にお示しをいたしておりますように、宮市本陣兄部家保存整備事業を計上いたしております。

第3条の債務負担行為につきましては、15ページの第3表にお示しをいたしておりますように、防府市土地開発公社が行います事業につきまして、市中銀行その他金融機関に対します債務保証ほか2件の債務負担行為を計上いたしております。

第4条の地方債につきましては、16ページから17ページまでの第4表にお示しをいたしておりますように、総額39億330万円を限度といたしまして、地方債を起すことといたしております。

第5条の一時借入金につきましては、年間の資金繰りなどを勘案いたしまして、借入金の限度額を前年度と同額の80億円といたしております。

第6条におきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定によりまして、歳出予算の流用につきまして定めております。

それでは、予算の内容につきまして、別冊の予算参考資料で御説明を申し上げます。

まず、2ページの歳入予算総括表でございますが、一般会計の歳入のうち主なものにつきまして御説明を申し上げます。

自主財源の根幹をなします1款市税につきましては、所得の増加によります個人市民税の増額によりまして、前年度比0.5%の増といたしております。

次に、11款地方交付税につきましては、普通交付税が減少する見込みでございますので、前年度比8.3%の減といたしております。

次に、15款国庫支出金及び16款県支出金につきましては、各事業におきまして、いずれも内示見込み等により計上をいたしております。

最後に、19款繰入金につきましては、財源調整を行うため、財政調整基金22億6,000万円及び減債基金2億円を含みます繰り入れを計上いたしております。

次に、3ページの歳出予算総括表でございますが、構成比では3款民生費が42.0%と最も多く、続いて2款総務費、8款土木費、12款公債費、10款教育費の順となっております。

それでは、歳出のうち主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、3款民生費につきましては、前年度比3.0%の増となっておりますが、子どものための教育・保育給付事業の増額が主な要因でございます。

次に、5款労働費につきましては、前年度比122.9%の増となっておりますが、女性の活躍応援・人材確保支援事業の増額が主な要因でございます。

次に、7款商工費につきましては、前年度比9.9%の増となっておりますが、企業誘致推進事業の増額が主な要因でございます。

次に、10款教育費につきましては、前年度比29.4%の減となっておりますが、西浦小学校改築事業及び桑山中学校改築事業などの減額が主な要因でございます。

最後に、12款公債費につきましては、前年度比7.8%の増となっておりますが、臨時財政対策債及び廃棄物処理施設建設に係る地方債償還元金の増額が主な要因でございます。

次に、4ページから5ページまでの歳出性質別内訳表は、平成25年度から平成29年度までの5年間の経費を性質別に分類をいたしております。その主なものを右端の前年度との比較欄にて御説明を申し上げます。

まず、2の物件費につきましては、前年度比6.5%の減となっておりますが、情報システム再構築事業や災害土砂の処理に係る災害関連業務の減額が主な要因でございます。

次に、4の扶助費につきましては、前年度比7.2%の増となっておりますが、子どものための教育・保育給付事業の増額が主な要因でございます。

次に、5の補助費等につきましては、前年度比6.2%の減となっておりますが、年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業の減額が主な要因でございます。

次に、6の普通建設事業費につきましては、前年度比19.5%の減となっておりますが、西浦小学校改築事業、桑山中学校改築事業及び山頭火ふるさと館整備事業等の減額が主な要因でございます。

以上、主なものにつきまして御説明申し上げましたが、このうち1の人件費、4の扶助費及び8の公債費を合わせました、いわゆる義務的経費は約217億7,000万円でございまして、前年度比5.4%の増、金額では約11億1,000万円の増となっております。

次に、8ページからの歳入歳出予算の概要につきまして御説明を申し上げます。

歳入予算につきましては、先ほど大筋を御説明申し上げておりますので、ここでは主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、8ページの1款市税のうち市民税でございますが、個人市民税につきまして、景気の回復によります所得の増などを勘案いたしまして、前年度比1.1%の増で計上をい

たしております。

次に、軽自動車税でございますが、新規登録車の税率見直し影響分等を勘案いたしまして、前年度比7.1%の増で計上をいたしてしております。

次に、12ページの15款国庫支出金につきましては、内示見込み等により計上いたしてありますが、年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業費補助金や学校施設環境改善交付金の減額等によりまして、前年度比11.6%の減で計上いたしてしております。

また、16款県支出金につきましては、内示見込み等により計上いたしてありますが、子どものための教育・保育給付費負担金の増額等によりまして、前年度比8.4%の増で計上いたしてしております。

次に、13ページから14ページの22款市債につきましては、それぞれ適債事業に対しまして市債を計上いたしてしております。

引き続き、歳出予算につきまして28ページから事業ごとに御説明を申し上げます。

ここでは、予算書の事項別明細書の順に事業の内容を記載をいたしまして、各事業の2段目もしくは4段目に予算書の該当ページを記載をいたしてしております。また、事業は、新規・拡充・継続の3種類に分類いたしてありますが、例年実施いたしてしております事業等につきましては、省略をさせていただきます。主な新規事業と拡充事業につきまして御説明を申し上げます。

まず、30ページから105ページまでの2款総務費でございますが、35ページの防災情報伝達体制整備事業につきましては、迅速な避難情報等の配信のため、新たな情報入力システムの導入及び事前に登録された電話やファックスへの自動配信に係る経費を計上いたしてしております。

次に、67ページの生活交通対策事業につきましては、持続可能な公共交通ネットワークの形成に向けまして、地域公共交通網形成計画の策定に係る経費を計上いたしてしております。

次に、69ページの高齢者等外出支援事業につきましては、現行の高齢者外出支援事業を見直しまして、対象者の拡大や助成券枚数の増加等、内容を拡充した新制度に係る経費を計上いたしてしております。

次に、75ページの中山間地域振興事業につきましては、富海地域活性化協議会が取り組みます、地域資源を活かした活性化事業への助成に係る経費を計上いたしてしております。

次に、76ページの姉妹都市国際交流事業につきましては、平成30年度の防府市・モンロー市姉妹都市提携締結25周年記念事業の準備に係る経費を計上をいたしてしております。

次に、77ページの多彩な交流活動事業につきましては、セルビア共和国バレーボール

チームのホストタウンといたしまして、オリンピック・パラリンピアンとの交流やパブリックビューイング等の開催によりまして、機運の醸成を図るとともに、セルビア共和国との人的・文化的な交流に係る経費を計上いたしております。

次に、８０ページの山頭火ふるさと館管理事業につきましては、本年１０月の開館に向けました準備及び指定管理委託等に係る経費を計上いたしております。

次に、８１ページ下段の青少年科学館管理事業につきましては、ソラルの回廊展示室をサイエンスショーや科学教室等のソフト事業に活用しやすい施設へ改修するための経費を計上いたしております。

次に、８９ページの人工芝多目的グラウンド整備事業につきましては、スポーツセンター南側運動広場を、さまざまな競技に幅広く活用できます人工芝多目的グラウンドとして整備する経費を計上いたしております。

次に、１０６ページから１７０ページまでの３款民生費でございますが、１１１ページの生活困窮者自立支援事業につきましては、生活困窮者世帯の中学生を対象に、募集人員と開催回数を増やして実施をいたします学習支援事業に係る経費を計上いたしております。

次に、１４１ページ下段の在宅心身障害者（児）紙おむつ給付事業につきましては、給付基準を緩和し対象者を拡大して実施いたします、紙おむつの購入費用の一部助成に係る経費を計上いたしております。

次に、１４５ページ上段のひきこもりサポーター派遣事業につきましては、ひきこもり本人の自立や社会復帰を促進するとともに、本人と家族の心のケア等を実施するため、ひきこもりサポーターの派遣に係る経費を計上いたしております。

次に、１４９ページの婚活支援事業につきましては、結婚を望む男女に出会いと交流の場を提供するために、企業間で開催されます婚活イベントの助成に係る経費を計上いたしております。

次に、１５７ページ下段の赤ちゃんの駅整備事業につきましては、市内のイベント等の開催時に貸し出しできますように、臨時の赤ちゃんの駅を開設するための備品購入に係る経費を計上いたしております。

次に、１５９ページの地域子育て支援事業につきましては、子育て中の親子の交流や育児相談等を行います、地域子育て支援拠点の設置費用の一部助成に係る経費を計上いたしております。

次に、１６６ページ下段の留守家庭児童学級運営事業につきましては、留守家庭児童の増加に伴い、昨年度増設をいたしました牟礼第二留守家庭児童学級の運営に係る経費を計上いたしております。

次に、171ページから205ページまでの4款衛生費でございますが、181ページの子育て世代包括支援センター運営事業につきましては、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うために、保健センター内に設置をいたします子育て世代包括支援センターの開設・運営に係る経費を計上いたしております。

次に、193ページのがん検診事業につきましては、胃がんの早期発見・早期治療を図るために、新たに実施いたします胃内視鏡検診に係る経費を計上いたしております。

次に、206ページから210ページまでの5款労働費でございますが、207ページの女性の活躍応援・人材確保支援事業につきましては、働く意欲のある女性の就職支援のために、相談から企業とのマッチングまで伴走型で支援を行います、「(仮称)防府市女性しごと応援テラス」の設置・運営及び男女ともに働きやすい職場環境づくりに取り組まれる市内企業の認定制度の導入に係る経費を計上いたしております。

次に、211ページから257ページまでの6款農林水産業費でございますが、211ページの農業委員等報酬につきましては、「農業委員会等に関する法律」の改正によりまして、新たに農地利用最適化推進委員18名の報酬を計上いたしております。

次に、219ページの新規就農者支援事業につきましては、新規就農者の経済的負担を軽減し、早期の経営安定化を図るために、就農予定地の近隣に住宅を準備するために必要な家賃や改修費用の助成に係る経費を計上いたしております。

次に、238ページから239ページの県営土地改良事業及び農業生産力等機能強化対策事業につきましては、新たに奈美地区の圃場整備に向けました調査等や、新開排水機場の機能保全計画の策定に係る経費を計上をいたしております。

次に、250ページのニューフィッシャー確保育成推進事業につきましては、漁業就業希望者の確実な就業を促進するために、研修期間中の家賃の助成に係る経費を計上いたしております。

次に、251ページの水産総合交流施設管理運営事業につきましては、活性化計画に基づきまして、道の駅「潮彩市場防府」のにぎわい創出及び収益向上を図るとともに、運営体制の強化を支援する経費を計上いたしております。

次に、258ページから271ページまでの7款商工費でございますが、260ページの中小企業育成事業につきましては、中小企業大学校での研修費の一部助成及び防府地域全体のブランド力の向上を図るため開催いたします、防府デザイン勉強会等に係る経費を計上いたしております。

次に、267ページの下段の観光振興広告宣伝事業につきましては、せとうちDMOの活用や、本市と山口市・宇部市・美祢市の4市の広域連携によりますプロモーション事業

に係る経費を計上いたしております。

次に、269ページ下段の観光施設等管理事業につきましては、観光客の利便性の向上を図るために、観光案内所をJR防府駅構内へ移転する経費を計上いたしております。

次に、270ページ上段の観光まちづくりプラットホーム整備事業につきましては、観光協会のワンストップ窓口の強化や、山口市・宇部市・美祢市との4市共同によります周遊観光ルートの造成に係る経費を計上いたしております。

次に、271ページ上段の観光地魅力創造事業につきましては、体験型旅行商品の素材づくりや磨き上げなど観光資源の拡充を行い、平成30年度開催予定の「(仮称)ほうふ幸せますまち博」に向けたプロジェクトの推進に係る経費を計上いたしております。

次に、同じページ下段の観光駐車場整備事業につきましては、観光客の受入体制の充実を図るために、防府天満宮付近に新たに観光用駐車場を整備するための経費を計上いたしております。

次に、272ページから319ページまでの8款土木費でございますが、279ページの住宅・建築物耐震化促進事業につきましては、崖地等の崩壊等によりまして人命に危険を及ぼすおそれのある区域から、住居を移転する際の住宅の建設、土地の取得及び既存住宅の除却費用等の助成に係る経費を計上いたしております。

次に、291ページの佐波川睦美橋架替事業につきましては、国土交通省が実施をいたしております佐波川改修事業にあわせまして、市道中塚真尾線の睦美橋架け替えに係る経費を計上いたしております。

次に、301ページの空家等対策事業につきましては、空き家の適正管理の促進、利活用物件の掘り起こしを図るための空き家セミナー・個別相談会の実施や、危険空き家の解体費用の一部助成、地域が取り組む危険予防応急措置の資材貸与等、多様な空家等対策に係る経費を計上いたしております。

次に、304ページの富海駅トイレ設置事業につきましては、駅利用者等の利便性の向上を図るために、JR富海駅に設置されておりますトイレを公衆用トイレといたしまして更新する経費を計上いたしております。

次に、319ページの市有三世代住宅建設事業につきましては、人口減少・少子高齢化の進行が顕著な富海地区への対策といたしまして、市有三世代住宅の建設に向けまして、基本設計、実施設計及び敷地造成工事に係る経費を計上いたしております。

次に、320ページから330ページまでの9款消防費でございますが、328ページの消防車両等整備事業につきましては、老朽化いたしました資機材搬送自動車及び高規格救急自動車の更新に係る経費を計上いたしております。

次に、331ページから407ページまでの10款教育費でございますが、335ページの教育指導管理業務につきましては、学校での活動等の一部を地域に発信いたしますFMわっしょい校内放送や、現役のスポーツ選手やOBが、夢を持つことや仲間と協力することの大切さについて授業を行います、キャリア教育推進事業に係る経費を計上いたしております。

また、平成29年度から小規模特認校として、市内全域から児童を募集いたします、向島小学校への通学費の一部助成に係る経費を計上をいたしております。

次に、344ページ上段の外国語活動事業につきましては、外国語指導助手の派遣時間を拡大し、児童・生徒のコミュニケーション能力の向上を図るために、外国語指導助手の民間委託に係る経費を計上いたしております。

次に、347ページの学校図書館活用促進事業につきましては、学校司書を5人増員し、各学校への訪問回数を増やすことで、学校図書館の一層の充実と活用促進を図る経費を計上いたしております。

次に、364ページの小学校パソコン等管理事業、及び374ページの中学校パソコン等管理事業につきましては、児童・生徒の思考力、表現力、判断力の向上を図るために、全小・中学校への教育用タブレット等の配備に係る経費を計上いたしております。

次に、383ページの文化財保護管理事業につきましては、野村望東尼旧宅の土地と建物の取得を進めますとともに、文化財的価値やまちなみ景観保護の観点から、旧防府商参会館の土地と建物取得に係る経費を計上いたしております。

次に、385ページ下段の宮市本陣兄部家保存整備事業につきましては、史跡萩往還宮市本陣兄部家の保存整備に向けて、基本設計及び土地の取得を行いますとともに、隣接いたします南側の土地の取得に向けた鑑定評価に係る経費を計上いたしております。

次に、391ページの地域学校協働活動推進事業につきましては、新たに華浦小学校に設置し市内に15カ所となります、放課後子ども教室に係る経費を計上いたしております。

次に、397ページ上段の公民館・学供管理業務につきましては、松崎地区における公共施設の利用者の駐車場用地といたしまして土地の取得に係る経費を計上いたしております。

以上、平成29年度防府市一般会計予算の概要及び主な新規・拡充事業等につきまして御説明を申し上げます。よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

○議長（松村 学君） これより質疑に入ります。

まず、歳出の1款議会費、2款総務費、3款民生費、4款衛生費についての質疑を求めます。事項別明細書のページで申し上げますと、136ページから281ページまででござ

ございます。

ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 以上で1款から4款までの質疑を打ち切らせていただきます。

次は、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費についての質疑を求めます。事項別明細書のページで申し上げますと、280ページから369ページまででございます。

よろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 以上で5款から8款までの質疑を打ち切らせていただきます。

次は、9款消防費、10款教育費、11款災害復旧費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費についての質疑を求めます。事項別明細書のページで申し上げますと、368ページから447ページまででございます。

よろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 以上で9款から14款までの質疑を打ち切らせていただきます。

次に、第1条中歳入全般、第2条継続費、第3条債務負担行為、第4条地方債、第5条一時借入金、第6条歳出予算の流用、以上に対する質疑を求めます。

よろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第37号については予算委員会に付託と決しました。

議案第38号平成29年度防府市競輪事業特別会計予算

議案第39号平成29年度防府市国民健康保険事業特別会計予算

議案第40号平成29年度防府市と場事業特別会計予算

議案第41号平成29年度防府市青果市場事業特別会計予算

議案第 4 2 号平成 2 9 年度防府市駐車場事業特別会計予算

議案第 4 3 号平成 2 9 年度防府市交通災害共済事業特別会計予算

議案第 4 4 号平成 2 9 年度防府市介護保険事業特別会計予算

議案第 4 5 号平成 2 9 年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算

○議長（松村 学君） 議案第 3 8 号から議案第 4 5 号までの 8 議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） 議案第 3 8 号から議案第 4 5 号までの 8 議案につきまして、順を追って御説明を申し上げます。

予算書の 2 1 ページをお願いいたします。

議案第 3 8 号平成 2 9 年度防府市競輪事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額を 1 1 6 億 5, 2 6 9 万 6, 0 0 0 円といたしております。前年度比 1 0. 4 % の減となっております。

第 2 条の継続費につきましては、2 4 ページの第 2 表にお示しをいたしておりますように、競輪場競争路改修工事を計上いたしております。

第 3 条の一時借入金につきましては、年間の資金繰りを勘案いたしまして、借入金の限度額を 8 0 億円といたしております。

予算の内容といたしましては、歳入では 2 2 ページの車券発売金収入を 1 0 9 億 3, 1 2 0 万円と見込むとともに、歳出では劣化の著しい競輪場競争路の改修やサイクルシアター空調機器の更新等に係る経費を計上いたしております。

競輪事業を取り巻く環境は、大変厳しいものがございますが、本年 1 1 月の開設 6 8 周年記念競輪や F 1 競輪におきまして、場外発売場の確保に努めまして、車券発売金収入の増加によります収益増を目指してまいりたいと思っております。

次に、2 7 ページの議案第 3 9 号平成 2 9 年度防府市国民健康保険事業特別会計予算でございますが、第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額を 1 5 6 億 4, 0 5 9 万 4, 0 0 0 円といたしております。前年度比 4. 2 % の増となっております。

第 2 条の歳出予算の流用につきましては、地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書きの規定によりまして、歳出予算の流用につきまして定めているものでございます。

予算の内容といたしましては、歳入では国民健康保険料、国・県支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金等を計上いたしまして、歳出では保険給付費、後期高齢者支援金等、

共同事業拠出金等を計上いたしております。

次に、35ページの議案第40号平成29年度防府市と場事業特別会計予算でございますが、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を1,337万9,000円といたしております。前年度比5.9%の減となっております。

予算の内容につきましては、前年度とほぼ同様でございます。

次に、41ページの議案第41号平成29年度防府市青果市場事業特別会計予算でございますが、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を3,690万8,000円といたしております。前年度比27.7%の増となっておりますが、施設の改良・改修工事費の増額が主な要因でございます。

次に、47ページの議案第42号平成29年度防府市駐車場事業特別会計予算でございますが、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を3,731万6,000円といたしております。前年度比20.4%の増となっておりますが、平成28年度決算見込みに基づきます前年度繰越金の増額が主な要因でございます。

次に、53ページの議案第43号平成29年度防府市交通災害共済事業特別会計予算でございますが、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を1,704万9,000円といたしております。前年度比4.0%の減となっております。

予算の内容につきましては、前年度とほぼ同様でございます。

次に、59ページの議案第44号平成29年度防府市介護保険事業特別会計予算でございますが、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を107億3,171万1,000円といたしております。前年度比4.4%の増となっております。

第2条の債務負担行為につきましては、64ページの第2表にお示しいたしておりますように、地域包括支援センター業務委託の債務負担行為を計上いたしております。

第3条の歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定によりまして、歳出予算の流用につきまして定めているものでございます。

予算の内容といたしましては、保険事業勘定とサービス事業勘定とに区分いたしまして、歳入では介護保険料や国・県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金、サービス収入等を計上いたしまして、歳出では総務費、保険給付費、地域支援事業費及びサービス事業費等を計上いたしております。

最後に、67ページの議案第45号平成29年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算でございますが、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を18億5,885万8,000円といたしております。前年度比5.3%の増となっております。

予算の内容といたしましては、歳入では後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金、諸収

入等を計上いたしまして、歳出では総務費、後期高齢者医療広域連合納付金、諸支出金を計上いたしております。

以上、議案第38号から議案第45号までの8議案につきまして御説明を申し上げました。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（松村 学君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております8議案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第38号及び議案第41号の2議案については産業建設委員会に、議案第39号、議案第40号及び議案第42号から議案第45号までの6議案については教育民生委員会にそれぞれ付託と決しました。

議案第46号平成29年度防府市水道事業会計予算

議案第47号平成29年度防府市工業用水事業会計予算

議案第48号平成29年度防府市公共下水道事業会計予算

○議長（松村 学君） 議案第46号から議案第48号までの3議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第46号、議案第47号及び議案第48号につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第46号平成29年度防府市水道事業会計予算につきましては、予算書5ページにお示しいたしておりますように、第2条に業務の予定量をそれぞれ定め、これらの業務の予定量を大綱として、第3条以下の予算を編成いたしているものでございます。

初めに、第3条は収益的収入予定額を22億3,342万円、支出予定額を19億5,240万7,000円といたしております。

第4条では、資本的収入予定額を5億4,465万8,000円、支出予定額を18億5,552万7,000円といたしており、差し引き不足額13億1,086万9,000円を損益勘定留保資金等により補填を予定いたしております。

第5条では、建設改良事業のために借り入れる企業債の限度額及びその借入条件等を定めているものとございます。

第6条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定め、第7条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費及び交際費についてそれぞれお示しいたしており、第8条は、棚卸資産の購入限度額を定めているものとございます。

以上、平成29年度予算について、その概要を申し上げましたが、次に、事業面について御説明申し上げます。

建設改良事業につきましては、老朽化した施設の改良、管路耐震化対策及び漏水防止対策について、引き続き取り組んでまいります。

次に、議案第47号平成29年度防府市工業用水道事業会計予算につきましては、予算書35ページにお示しいたしておりますように、第2条に業務の予定量をそれぞれ定めているものとございます。

第3条は、収益的収入予定額を1億5,158万円、支出予定額を1億3,292万9,000円。

第4条では、資本的支出予定額を704万円といたしております。

第5条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定め、第6条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費についてお示しいたしており、第7条は、棚卸資産の購入限度額を定めているものとございます。

本年度も施設の維持管理に万全を期し、安定供給に努める所存でございます。

最後に、議案第48号平成29年度防府市公共下水道事業会計予算につきましては、予算書57ページにお示しいたしておりますように、第2条に業務の予定量をそれぞれ定め、これらの業務の予定量を大綱として、第3条以下の予算を編成いたしているものとございます。

初めに、第3条は収益的収入予定額を30億867万1,000円、支出予定額を28億1,878万3,000円といたしております。

第4条では、資本的収入予定額を38億8,072万1,000円、支出予定額を50億3,463万8,000円と見込み、差し引き不足額11億5,391万7,000円を損益勘定留保資金等により補填を予定いたしております。

第5条では、平成29年度に設定いたします債務負担行為について定めているものとございます。

第6条は、建設改良事業のために借り入れる企業債の限度額及びその借入条件等を定め、第7条では、平成29年度中の一時的な資金不足を補うための借入金の限度額について定

めているものでございます。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定め、第9条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費についてお示しいたしております。

以上、平成29年度の予算について、その概要を申し上げましたが、次に、事業面について御説明申し上げます。

建設改良事業につきましては、富海、西浦及び大道方面への汚水管渠の布設を行い、処理区域の拡大に努める一方、長寿命化計画に沿った施設の更新事業や防府浄化センター新管理棟建設工事を引き続き行ってまいります。

また、継続事業の最終年度となる勝間ポンプ場の稼働により、勝間地区の浸水被害の軽減を図るなど、衛生的で快適な生活環境を確保するための諸事業を積極的に実施してまいります。

なお、上下水道事業につきましては、お客様サービスの向上を図るため、水道料金と下水道使用料のクレジットカード決済による収納や、検針と同時に納付書を発行する検針同時請求を平成29年7月から開始いたします。

以上、御説明申し上げました各会計における平成29年度予算の詳細につきましては、予算実施計画以下の附属書類でお示しいたしているとおりでございます。

以上、御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（松村 学君） ただいまの補足説明に対し、一括して質疑を求めます。12番、久保議員。

○12番（久保 潤爾君） 議案第48号公共下水道事業会計予算についてお尋ねします。

予算書の76ページの予定キャッシュフロー計算書と、83ページの予定損益計算書から、まず、予定損益計算書で減価償却費が約15億7,000万円上がっております。減価償却費が15億7,000万円上がっているにもかかわらず、キャッシュフロー計算において、業務活動によるキャッシュフロープラス投資活動によるキャッシュフローのいわゆるフリーキャッシュフローが、約マイナス12億円になるということで、自由に使える資金というものがマイナス、しかも12億円という数字になるということで、大変厳しい数字ではないかと思っておりますが、これに対して、業務活動よりキャッシュフローを増やす努力をされるのか。あるいは投資活動によるキャッシュフローを減らすような工夫をされるのか。

そのあたりの方針について教えてください。

○議長（松村 学君） 上下水道局長。

○上下水道局長（清水 正博君） 公共下水道事業会計につきましては、非常に資金繰りがだんだん苦しくなっている状況でございます。

先ほど答弁をいたしました資金不足が生じるような場合、予算第7条で一時借入金というものを定めております。こっちのキャッシュフローにはそれを予定いたしておりませんが、予算不足が生じるようであれば、そちらのほうで対応したいと、そういうふうを考えております。

以上です。

○議長（松村 学君） いいですか。ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております3議案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託しますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第46号から議案第48号までの3議案については、産業建設委員会に付託と決しました。

○議長（松村 学君） 以上で、本日の日程は全て議了いたしました。本日は、これにて散会いたします。

なお、次の本会議は、3月6日の午前10時から一般質問を行いますので、よろしくお願いたします。お疲れさまでした。

午後1時58分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年3月2日

防府市議会議長 松村 学

防府市議会議員 河杉 憲二

防府市議会議員 高砂 朋子

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年3月2日

防府市議会議長

防府市議会議員

防府市議会議員